別　紙

答申第６３号（諮問第６７号）

答　　申

第１　審査会の結論

千葉市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った部分開示決定処分（令和５年２月１４日付け千葉市指令病管第２号の２。以下「本件処分」という。）において、別表１の「開示すべき部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当でなく同部分は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第２　諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

１　公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、実施機関に対して、令和５年１月３０日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。請求内容は次のとおりである。

千葉市立海浜病院（以下「病院」という。）において医師（以下「当該医師」という。）の指示で臨床工学技士（以下「当該技士」という。）が縫合手術を行っていたこと（以下「本件事案」という。）及びその虚偽説明が行われたことに関する次の文書（動画等のデータを含む。）

（１）病院や千葉市で行われた会議の文書
（２）調査報告書
（３）当該医師、当該技士に対する懲戒処分の文書（監察委員会の文書等）
（４）警察、検察への相談、告発に関する文書
（５）手術動画（患者が特定されない範囲のもの。）
（６）当該医師、当該技士、その他関係者から聞き取った内容の文書
（７）当該医師、当該技士、その他関係者から提出された文書（反省文等）
（８）当該医師、当該技士、その他関係者に対して渡した文書
（９）職員に対する研修の文書
（10）病院や千葉市が行った記者会見の文書（司会進行表、読み上げる文書、想定問答集、プレスリリースの文書等）
（11）マスメディアや患者、市民等からの問い合わせに対する想定問答集
（12）マスメディアや患者、市民等から受けた意見や質問

２　本件開示請求に対する決定について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、前記１（１）、（２）、（６）及び（７）の文書並びに（３）及び（１２）の文書の一部について、別表２の公文書の欄に掲げる文書を特定し、同表の左の理由の欄に掲げる条項に該当するとして同表の開示しないこととした部分の欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする本件処分を行い、その旨を条例第１１条第１項の規定に基づき、令和５年２月１４日付け千葉市指令病管第２号の２による部分開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、実施機関は上記の決定のほか、本件開示請求に係る公文書として前記１（９）、（１０）及び（１１）の文書並びに（３）及び（１２）の文書の一部については、令和５年２月１４日付け千葉市指令病管第２号による全部開示決定を行い、前記１（４）及び（８）の文書については、文書を作成していないとして、同（５）の文書は個人情報に該当するとして不開示決定を行い、令和５年２月１４日付け千葉市指令病管第２号の３による不開示決定を行っているが、これらの決定について、審査請求人は審査請求書において不服を申し立てていない。

３　本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和５年３月６日付けで審査庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）第２条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４　実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第９条第３項の規定による読替え後の法第２９条第２項の規定に基づき、令和５年９月２７日付けで本件審査請求を棄却するとの裁決が妥当であるとする弁明書を作成し、同条第５項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

５　諮問

実施機関は、条例第１９条第１項の規定に基づき、令和５年９月２８日付け５千病経第１４８号により本審査会に諮問した。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

（１）審査請求人が請求した文書の多くは、既に結論が出たものである。したがって、それを開示したとしても結論に影響を与えるものではない。そのような情報は条例第７条で定める不開示情報にあたらない。

（２）不開示理由のうち「開示することにより、今後、聴取対象者が率直な発言をためらい、適切な聴取ができなくなること等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」、「開示することにより、今後、委員が率直な意見の交換をためらうこと等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」等となっている部分について、「おそれ」の蓋然性が示されておらず、推測の域を出ていない。

第４　実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明書による説明の要旨は､次のとおりである。

１　前記第３の２（１）の主張内容について

（１）本件処分の不開示理由に係る条例の主旨

ア　条例第７条第６号の趣旨

条例第７条第６号は、本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。

本号該当性を判断するに当たっては、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には当該事務又は事業の目的、その目的の達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することになり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、条例による保護に値する蓋然性が要求される。

なお、本市等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であることから、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを本号アからオまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、本号柱書において包括的に規定している。

この「当該事務又は事業の適正な遂行」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業の適正な遂行も含まれるものである。

イ　条例第７条第６号エについて

市等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

（２）本件不開示部分及びその理由について

本件不開示部分のうち前記第３の２（１）の主張に係る部分は、以下のア乃至エの理由により、不開示とした部分である。

ア　条例第７条第６号柱書該当

聴取対象者の聴取・発言内容は、事務事業に関する情報であって、開示することにより、今後、聴取対象者が率直な発言をためらい、適切な聴取ができなくなること等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ　条例第７条第６号柱書該当

各種会議での各委員の発言内容は、事務事業に関する情報であって、開示することにより、今後、委員が率直な意見の交換をためらうこと等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ　条例第７条第６号エ該当

本市が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ　条例第７条第６号柱書該当

弁護士意見は、事務事業に関する情報であって、開示することにより、今後、弁護士から率直な意見を得られなくなること等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

（３）前記第３の２（１）の主張に係る弁明について

審査請求人の主張のとおり、当該文書に係る処分等は既に結論が出ており、当該文書を開示したとしても、当該処分等に影響は与えることはない。

しかし、条例第７条第６号の趣旨は、上記（１）アで述べたとおりであり、既に結論が出ており当該処分等に影響を及ぼさないものであることのみをもって、本件不開示部分が条例第７条第６号柱書及び同号エに該当しないということにはならない。

なお、条例第７条第６号柱書に該当する理由は、下記２において詳しく述べる。

２　前記第３の２（２）の主張内容について

（１）本件処分の不開示理由に係る条例の主旨

前記１（１）アに記載のとおりである。

（２）本件不開示部分及びその理由について

本件不開示部分のうち前記第３の２（２）の主張に係る部分は、前記１（２）ア、イ及びエの理由により、不開示とした部分である。

（３）前記第３の２（２）の主張に係る弁明について

ア　前記１（２）ア該当部分について

本件不開示部分のうち前記１（２）アに該当する部分（別表２「左の理由」の欄にて②の理由により不開示とした部分。以下「本件不開示部分ア」という。）は、いずれも、本件事案について、手術中に当該医師の指導下で当該技士が皮膚の縫合行為の一部を行ったこと及び当該技士及び当該医師が実施機関の聴取に対し、虚偽の説明をしていたことに係る事実確認を目的としたものであり、本件において聴取対象者は本件手術従事者（当該医師、医師Ｂ、当該技士、看護師Ａ、看護師Ｂ）、手術室看護師、臨床工学科職員及び医療安全室職員となるが、本件事案について、これらの聴取対象者は基本的にその発言内容が公にされることを想定していない中で、本件手術従事者、手術室看護師及び臨床工学科職員は以下の（ア）乃至（エ）、医療安全室職員は以下の（オ）の事項について率直に発言したものである。

（ア）不適切な縫合手術にかかる事実

（イ）不適切な縫合手術についての虚偽説明にかかる事実

（ウ）当該技士及び当該医師の普段の言動

（エ）本件事案以外の不適切な医療行為及び手術の録画映像が再生できない事案の有無

（オ）本件手術に係る報告書の記載事項についての事実

このような聴取対象者の発言内容の全てが公にされることとした場合、それぞれの聴取対象者を含む事情に詳しい関係者等により、聴取対象者が特定され得る可能性が高い。聴取対象者が特定された場合、各人が認識する非違行為に関する事実等の発言が記載された部分が開示されることにより、当該発言に不満を抱く者が生まれ、不必要に人間関係を悪化させ、以後の業務に支障をきたすおそれがある。

聴取対象者のうち当該医師又は当該技士が特定された場合、上記に加えて、その内容に基づく報道等により、実名で責任追及されるおそれもある。

なお、たとえこれらの個人が特定されないとしても、自らの意見が公にされることを想定しておらず、聴取対象者と市との信頼関係が損なわれることは容易に想定できる。

また、本件のみならず、今後別の事案が発生し、市が聴取を実施する際には、病院内で発生した医療事故について、情報収集、現状把握、原因調査・分析及び再発防止策の検討を行うこと並びに職員の服務規律を確立するため、懲戒処分等を実施するか否かを決定することを目的として、そのために必要な具体的・客観的な情報を得るため、聴取対象者が正確な事実や率直な意見を述べることが必要になる。しかし、本件のような聴取内容がひとたび

開示されることとなれば、それぞれの聴取対象者を含む事情に詳しい関係者等により、聴取対象者が特定され得る。聴取対象者としては、各人が認識する非違行為に関する事実等の発言が記載された部分が開示されることにより、当該発言に不満を抱く者が生まれ、不必要に人間関係を悪化させ、以後の業務に支障きたすおそれがある。聴取対象者のうち処分等の対象となる被処分者としては、上記に加えて、その内容に基づく報道等により、実名で責任追及されるおそれもある。また、今後、同様の聴取の際に、聴取対象者に聴取内容が開示され、自身が特定されるのではないかとの懸念を抱かせることになる。開示を行った場合に聴取対象者が特定されるかどうかは、聴取実施時点においては聴取対象者には了知し得ないことであり、実際に聴取対象者が特定されるかどうかに関わらず、当該懸念は生じる。正確な事実や率直な意見を答えれば答えるほど聴取対象者が特定され、上記のような不利益を被るのではないかとの心理的負担を聴取対象者に与えるものであり、結果として、具体的な回答を躊躇させ正確な事実や率直な意見が得られにくくなることが想定され、そうなれば、本市が必要な聴取を実施することができなくなる。

以上から、本件不開示部分アを公にすることにより、今後、本市が行う同種の聴取に係る事務において、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められるため、本件不開示部分アを条例第７条第６号柱書に該当するとして、不開示としたものである。

イ　前記１（２）イ該当部分について

本件不開示部分のうち前記１（２）イに該当する部分（別表２「左の理由」の欄にて③の理由により不開示とした部分。以下「本件不開示部分イ」という。）は、いずれも、事実確認を行うこと、専門的意見を聴取すること、処分内容を決定することをそれぞれ目的としたものであり、委員が、本件事案について、基本的にその発言内容が公にされることを想定していない中で、次の点について率直に発言したものである。

（ア）不適切な縫合手術にかかる意見

（イ）不適切な縫合手術についての虚偽説明にかかる意見

このような会議での委員の発言内容の全てが公にされることとした場合、委員としては、自らの意見が公にされることを想定しておらず、委員と市との信頼関係が損なわれることは容易に想定できる。

また、本件のみならず、今後別の事案が発生し、市が会議等を開催する際には、公正かつ円滑に処分を決定するため、会議等で委員による率直な意見の交換が必要になる。しかし、委員が自らの発言が公にされることにより、被処分者から発言内容を咎められ、嫌がらせ等をされること及び他の職員その他第三者からの自己に対する批判等が生じることを危惧し、公正な処分という観点よりも、公開を前提として被処分者から嫌がらせを受けないこと及

び第三者からの批判等に耐え得るかといった観点を優先させて、率直な意見を避けるといった傾向が必然的に生じてくると考えられる。そうすると、会議等が形骸化、空洞化するなどして、会議等の運営が阻害されることが想定される。

以上から、本件不開示部分イを公にすることにより、今後、本市が行う同種の会議等に係る事務において、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められるため、本件不開示部分イを条例第７条第６号柱書に該当するとして、不開示としたものである。

ウ　前記１（２）エ該当部分について

本件不開示部分のうち前記１（２）エに該当する部分（別表２「左の理由」の欄にて⑤の理由により不開示とした部分。以下「本件不開示部分エ」という。）は、本件事案について公正かつ円滑に処分内容を決定するために弁護士意見を聴取することを目的としたものであり、弁護士が、本件事案について、基本的にその発言内容が公にされることを想定していない中で、処分の量定について率直に意見したものである。

弁護士への相談事案には、一般的な法律解釈が求められる事案だけでなく、一般的な法律解釈を踏まえた上で弁護士の見解が求められる複雑な事案も含まれている。

当該意見は、本市が被処分者に対する処分の量定を判断するに当たり、法令等で明確に定められていない処分の量定にかかる弁護士個人の意見であり、そのような意見は、一般的な法律解釈を踏まえた上で、当該弁護士が本市に示した見解である。

このような弁護士の意見が公にされることとした場合、弁護士としては、たとえ個人が特定されないとしても、自らの意見が公にされることを想定しておらず、弁護士と市との信頼関係が損なわれることは容易に想定できる。

また、本件のみならず、今後別の事案が発生し、市が弁護士相談を実施した際には、処分を決定するために、弁護士としての率直な意見を聴取することが必要になる。しかし、自らの意見が公にされることを恐れ、率直な意見を述べることを差し控えることにより、本市が弁護士に相談することが困難になることなども想定される。

以上から、本件不開示部分エを公にすることにより、今後、本市が行う同種の弁護士への相談に係る事務において、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、当該支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められるため、本件不開示部分エを条例第７条第６号柱書に該当するとして、不開示としたものである。

したがって、本件不開示部分ア、本件不開示部分イ及び本件不開示部分エは、公にすることで、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号柱書に規定する不開示情報に該当する。

第５　審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

１　本件開示請求について

審査請求人は、実施機関が行った本件処分のうち条例第７条第６号柱書及び同号エを理由に不開示とした部分の開示を求めていると解され、それに対して実施機関は、これらの部分が前記第４の１（３）及び同２（３）のとおり不開示情報に該当するとして不開示が妥当であると主張していることから、本審査会においては、本件処分に係る公文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件不開示部分アについて

ア　実施機関の主張について

実施機関は、前記第４の２（３）アに記載のとおり条例第７条第６号柱書該当性を以下のとおり主張している。

（ア）開示することにより聴取対象者が特定された場合、各聴取対象者の発言に不満を抱く者が生まれ、不必要に人間関係を悪化させ、以後の業務に支障が生じるおそれがある。加えて、聴取対象者のうち当該医師又は当該技士が特定された場合、その内容に基づき実名で責任追及されるおそれがある。

（イ）開示することにより聴取対象者が特定されないとしても、聴取対象者と市との信頼関係が損なわれることになり、今後、別の事案が生じた場合に、具体的な回答を躊躇させ正確な事実や率直な意見が得られなくなることが想定され、実施機関において必要な聴取を実施することができなくなる。

イ　本審査会による不開示情報該当性の判断について

（ア）本審査会において実際の文書を見分したところ、前記第４の２（３）アに記載のとおり、本件事案について、手術中に当該医師の指導下で当該技士が皮膚の縫合行為の一部を行ったこと並びに当該技士及び当該医師が実施機関の聴取に対し、虚偽の説明をしていたことに係る事実確認を目的としたものであり、聴取対象者の氏名、発言及び発言の要旨並びに聴取側の職員の氏名及び発言等が不開示とされていた。当該聴取においては聴取対象者より正確な事実及び率直な意見の発言が求められるところ、当該不開示部分を開示することにより、これらの発言を躊躇する可能性は否定できず、以後の同様の聴取に係る事務に支障が生じるおそれがあることが認められる。なお、審査請求人は本件事案の結論が出ていることをもって、不

開示情報該当性を否定しているが、今後も同種の事務が生じる可能性は否定できず、本件事案の結論が出ていることをもって、不開示情報該当性を否定することはできない。以上の理由により、実施機関が本件不開示部分ア（以下の（イ）に記載の部分を除く。）を不開示としたことは妥当である。

（イ）本件不開示部分アの中には、聴取側の職員の氏名並びに本件事案に直接関係しない一般的な運用に過ぎない聴取対象者の発言及びその要旨が含まれていることが確認され、これらの部分については、開示することにより聴取対象者が特定される又は聴取対象者が正確な事実や率直な意見の発言を躊躇するとは考えられず、同種の事務への支障が生じるおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

また、前記第２の２に記載の全部開示決定において、本件事故に係る報道や議会に対応するための想定問答及び報道発表資料が開示されており、その中には聴取対象者の発言及びその要旨の一部と同趣旨のものが記載されていることが確認された。想定問答に記載されている内容は聞かれれば答えることとしていた内容で、現に審査請求人に開示されており、報道発表資料に関しては既に世間に公開されていることから、これらに記載の発言と同趣旨の発言についても、開示することにより上記のおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

（２）本件不開示部分イについて

ア　実施機関の主張について

実施機関は、前記第４の２（３）イに記載のとおり条例第７条第６号柱書該当性について、開示することにより委員と市の信頼関係が損なわれ、以後の同種の事案において公開を前提として率直な意見を避けることにより、会議等が形骸化、空洞化し、会議等の運営が阻害されると主張している。

イ　本審査会による不開示情報該当性の判断について

（ア）本審査会において実際の文書を見分したところ、前記第４の２（３）イに記載のとおり、本件事案について事実確認を行うこと、専門的意見を聴取すること、処分内容を決定することをそれぞれ目的としており、委員の氏名、発言及び発言の要旨並びに事務局職員の発言等が不開示とされ、主に不適切な縫合手術にかかる意見、不適切な縫合手術についての虚偽説明に係る意見及び処分内容に関する意見が記載されていた。公平かつ円滑に処分を決定するためには、会議等で委員による率直な意見交換が必要になるところ、仮に開示されることとした場合に、委員が第三者からの批判等に耐え得るかという観点も視野に入れて、率直な意見を避ける可能性は否定できず、今後の同様の会議等の運営に支障が生じるおそれがあることが認められる。なお、審査請求人は本件事案の結論が出ていることをもって不開示情報該当性を否定しているが、今後も同種の事務が生じる可能性は否定できず、本件事案の結論が出ていることをもって、不開示情報該当性

を否定することはできない。以上の理由により、実施機関が本件不開示部分イ（以下の（イ）に記載の部分を除く。）を不開示としたことは妥当である。

（イ）本件不開示部分イの中には、一部本件事案に直接関係しない一般的な運用に過ぎない部分及び事務局の発言のうち各委員の発言内容に関わらない、単に委員に通知したに過ぎない部分が含まれており、これらの部分については、開示することにより上記のおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

（３）本件不開示部分のうち前記第４の１（２）ウに該当する部分について

ア　実施機関の主張について

実施機関は、前記第４の１（２）ウに記載のとおり条例第７条第６号エ該当性について、不開示とした部分は人事管理に係る情報に該当し、開示することにより公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

イ　本審査会による不開示情報該当性の判断について

本審査会において実際の文書を見分したところ、非違行為の認定、処分の要否、懲戒処分案及び聴取担当者の聴取対象者への所感等が不開示とされていた。非違行為の認定、懲戒処分の量定の程度、懲戒処分案については、開示することにより、過去の事例について公開された情報から、どのような場合にはどのような種類の処分になるかの判断基準の推測を容易にする可能性があるほか、聴取担当者の聴取対象者への所感については、聴取担当者による聴取対象者への率直な評価が記載されているため、いずれも人事管理に係る情報に該当し、開示することにより、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。なお、審査請求人は本件事案の結論が出ていることをもって不開示情報該当性を否定しているが、今後も同種の事務が発生することは否定できず、本件事案の結論が出ていることをもって、不開示情報該当性を否定することはできない。以上の理由により、実施機関がこれらの部分を不開示としたことは妥当である。

（４）本件不開示部分エについて

ア　実施機関の主張について

実施機関は、前記第４の２（３）ウに記載のとおり条例第７条第６号柱書該当性について、開示することにより弁護士と市の信頼関係が損なわれ、弁護士が自らの意見が公にされることを恐れ、率直な意見を述べることを差し控えることにより、市による弁護士相談に係る業務に支障が生じると主張している。

イ　本審査会による不開示情報該当性の判断について

本審査会において実際の文書を見分したところ、弁護士による本件事案に係る処分量定に関する意見が不開示とされていた。意見として記載されているのは量定のみであり詳細な意見は記載されておらず、また、弁護士個人の

氏名は条例第７条第２号本文前段該当として不開示とされていることから、本件不開示部分エを開示することにより、市による弁護士相談に係る業務において、弁護士が率直な意見を述べることを差し控えるとは考えられず、当該業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、開示すべきである。

以上により、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

別表１

番号	頁	開示すべき部分
1	2	２９行目３文字目以降
	2	３２行目８文字目から３３行目２文字目まで 同行１０文字目から１８文字目まで
	3	４行目３文字目以降
	3	５行目９文字目から６行目１７文字目まで
	3	１５行目３文字目以降
	3	１６行目２０文字目以降
	3	２９行目から３０行目５文字目まで
	4	２８行目から２９行目１９文字目まで及び３０行目３４文字目から３３行目まで
2	2	２９行目１文字目から３１文字目まで
	2	３３行目から３７行目まで
3	1	「調査結果（概要）」欄のうち本件技士証言２行目まで
	1	「調査結果（概要）」欄のうち本件技士証言４行目２０文字目から７行目まで
	1	「調査結果（概要）」欄のうち本件医師証言３行目１２文字目から５行目１４文字目まで
	1	「調査結果（概要）」欄のうち本件医師証言７行目及び８行目
	2	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（一人目）２行目１文字目から２８文字目まで
	2	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（一人目）１０行目３３文字目から１１行目１１文字目まで
	2	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（二人目）３行目２８文字目まで
	2	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（二人目）１１行目２５文字目から１２行目まで
	8	「調査結果（概要）」欄のうち「主な証言」５行目まで
4	3	２９行目４文字目以降
	3	３１行目（氏名以外の部分）及び３２行目
	3	３４行目及び３５行目
	4	１８行目から１９行目２４文字目まで
	4	２４行目１文字目から２６文字目まで
	4	３７行目（氏名以外の部分）から３８行目１２文字目まで及び３９行目（氏名以外の部分）
	4	４５行目（氏名以外の部分）
	5	２行目（氏名以外の部分）から６行目まで

	５	３２行目
９	４	２２行目
	４	２６行目９文字目から２７行目まで
	４	２８行目９文字目から１９文字目まで
	４	３０行目及び３１行目
	５	１５行目から１６行目２４文字目まで
	５	２１行目１文字目から２６文字目まで
	５	３４行目から３５行目１１文字目まで
	５	３６行目
	５	４０行目
	５	４３行目から４６行目まで
	６	２０行目
１０	１	「調査結果（概要）」欄のうち本件技士証言２行目まで
	１	「調査結果（概要）」欄のうち本件技士証言４行目２０文字目から７行目まで
	１	「調査結果（概要）」欄のうち本件医師証言３行目１２文字目から５行目１４文字目まで
	１	「調査結果（概要）」欄のうち本件医師証言７行目及び８行目
	２	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（一人目）２行目１文字目から２８文字目まで
	２	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（一人目）１０行目３３文字目から１１行目１１文字目まで
	２	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（二人目）３行目１文字目から２８文字目まで
	２	「調査結果（概要）」欄のうち看護師証言（二人目）１１行目２５文字目から１２行目まで
	８	「調査結果（概要）」欄のうち「【主な証言】」４行目まで
１３	１	弁護士意見の不開示部分
１４	３	「３　その他（公表について）」の不開示部分
１６	２	処分理由２段落目４行目３９文字目から６行目３文字目まで
	２	処分理由３段落目１行目不開示部分
	２	処分理由４段落目４行目及び５行目不開示部分
	４	処分理由２段落目５行目及び６行目不開示部分
	共通	聞き取り担当者の氏名
	１	９行目４文字目から２５文字目まで
	２	１５行目
	３	２５行目（１７文字目及び１８文字目を除く。）
	３	２６行目５文字目以降

１８	４	９行目４文字目から１３文字目、１６文字目から１８文字目まで、２１文字目から３７文字目まで
	４	３１行目及び３２行目６文字目以降
	８	７行目４文字目から３５文字目まで
	８	８行目４文字目から２３文字目まで及び２６文字目から３７文字目まで
	８	２３行目５文字目から７文字目まで及び１０文字目以降
	９	９行目
	１５	７行目１文字目から２４文字目まで
	１５	９行目１文字目から１７文字目まで、２０文字目から３７文字目まで
	１５	３７行目２１文字目以降
	１６	８行目９文字目から２５文字目まで、３６文字目以降
	１６	９行目５文字目以降
	１６	１２行目１文字目から１７文字目まで、２１文字目以降
１９	共通	聞き取り担当者の氏名及びやり取り詳細の聞き取り対象者職種
	１	９行目１文字目から２２文字目まで
	１	１０行目４文字目から３０文字目まで、３５文字目以降
	１	３１行目（ME 氏名を除く。）
	１	３２行目（発言者を除く。）
	２	１６行目７文字目以降
	２	１７行目１３文字目以降
	３	３７行目１８文字目以降
	５	２３行目８文字目以降
	１１	１０行目（医師氏名を除く。）
	１１	２５行目７文字目から３１文字目まで
	１１	３０行目から３５行目まで（医師氏名を除く。）
	１４	３行目及び４行目（医師氏名を除く。）
	１４	１０行目及び１１行目（医師氏名を除く。）
	１４	１２行目１０文字目以降及び１３行目
	共通	聞き取り担当者の氏名
	１	９行目１文字目から２５文字目まで
	１	１３行目２５文字目以降
	５	３行目７文字目から２８文字目まで
	５	４行目５文字目から２９文字目まで（ME 氏名を除く。）
	５	８行目
	５	９行目（発言者氏名を除く。）及び１０行目
	７	９行目１文字目から２５文字目まで
	７	１７行目

２０	９	２９行目（先生及び技士氏名を除く。）
	９	３０行目５文字目から９文字目まで
	１２	３６行目３２文字目から３７行目まで
	１２	３８行目５文字目から９文字目まで
	１４	３４行目以降（３４行目及び３７行目発言者を除く。）
	１５	１行目から３行目まで（３行目発言者を除く。）
	１５	１０行目から１１行目３２文字目まで
	１５	２５行目５文字目から１７文字目まで、２３文字目以降
	１６	１０行目から１２行目まで
	１７	３２行目２４文字目から３３文字目まで
	２２	４行目
	３５	９行目８文字目以降
	３５	１０行目３１文字目から１１行目１１文字目まで及び１１行目２８文字目以降
	３５	１２行目１文字目から１２文字目まで及び２９文字目以降（３２文字目から３５文字目までを除く。）
	３７	２０行目４２文字目から２１行目３４文字目まで
	３８	１０行目３２文字目から１１行目２９文字目まで（技士氏名を除く。）
	３８	１２行目１３文字目から３０文字目まで
	３９	２行目５文字目以降
	３９	３行目５文字目以降
	３９	２１行目３０文字目から３８文字目まで、２２行目２０文字目以降
	３９	３８行目４０文字目から４０頁１行目まで
	４０	９行目３４文字目から１０行目まで
	４０	１１行目及び１２行目（発言者氏名を除く。）
	４０	３１行目
	４０	３２行目（発言者氏名を除く。）
	４２	１７行目
	４２	１８行目５文字目から１９行目５文字目まで
	４３	３４行目３４文字目から３５行目まで
	４５	８行目から１１行目まで（先生氏名を除く。）
	４９	１７行目
	４９	１８行目（発言者氏名を除く。）
	４９	２０行目８文字目以降
	４９	２１行目（発言者氏名を除く。）
	５０	２５行目（発言者氏名を除く。）
	５５	１８行目（発言者氏名を除く。）
	５５	２１行目４０文字目から２２行目まで

	５５	３７行目及び３８行目（発言者氏名を除く。）
	５７	２９行目１１文字目以降
	５８	１行目及び２行目（発言者及び先生氏名を除く。）
	５８	１０行目から１５行目９文字目まで
	５９	２２行目４文字目以降
	５９	２３行目から２８行目まで（聴取対象者氏名を除く。）
２１	１	「（いつ・誰から・どんな話を）」欄４段落目１行目１文字目から１５文字目まで、１９文字目から３３文字目まで、２行目２６文字目から３行目１０文字目まで
	５	「（いつ・誰と・何のために・結果はどうであったか）」欄３段落目１文字目から２１文字目まで
	７	「（いつ・誰と・何のために・結果はどうであったか）」欄２段落目３行目及び３段落目
	１０	「（いつ・誰から・どんな指示が or どんな話を）」欄１段落目１行目３８文字目から２行目まで（看護師氏名を除く。）
	１６	２の欄１段落目１行目３２文字目から２行目まで（看護師氏名を除く。）
	２６	「（いつ・誰から・どんな話を）」欄３段落目１行目１文字目から２０文字目まで
２３	１	１６行目から２２行目１７文字目まで
	１	２４行目から２７行目まで

※ 別表１の「番号」の欄に記載の番号は、別表２の「番号」の欄に記載の番号の公文書に対応する。

別表２

以下の表中「左の理由」の欄の①乃至⑤は以下の該当条文を指す。

①条例第７条第２号本文前段

②条例第７条第６号柱書（聴取対象者の聴取・発言内容について）

③条例第７条第６号柱書（各種会議における委員の意見について）

④条例第７条第６号エ

⑤条例第７条第６号柱書（処分量定における弁護士意見について）

開示請求内容	番号	公文書	開示しないこととした部分	左の理由
（１）病院や千葉市で行われた会議の文書	1	状況確認会議（議事録）	当該者氏名	①
			欠席者氏名	①
			補足	②
			発言要旨	②、③
	2	医療事故検討委員会次第（議事録）	外部委員氏名	①
			発言要旨	③
（２）調査報告書	3	海浜病院における縫合事案に関する調査の結果について（概要）		
		１　本件手術従事者からの聴き取り	調査担当者（外部弁護士）	①
			調査対象	①
			調査結果（概要）	①、②
		４　手術室看護師からの聴き取り	調査結果（概要）	①
		８　医療安全室職員からの聞き取り	調査対象	①
			調査結果（概要）	②
（３）当該医師、当該技士に対する懲戒処分の文書（監察委員会の文書等）	4	【第１回】事案説明資料（職員監察委員会資料）	事案関係者	①
			事案の概要	①
			事案の経過	①
			状況確認会議での聞き取り結果	②
			医療事故検討委員会の審議概要	①、③
			事案関係者からの事情聴取結果	②
			非違行為の認定	④
			検討項目	④
	5	【第１回】臨床工学技士による縫合事案（処分案）	処分案	④
	6	【第１回】議事メモ	議事内容	③
	7	訓告書	被処分者の氏名	①

			患者の情報	①
	8	【第２回】事案の再審議について	新たな事実にかかる判断	④
	9	【第２回】事案説明資料（職員監察委員会資料）	事案関係者	①
			事案の概要	①
			状況確認会議での聞き取り結果	②
			医療事故検討委員会の審議概要	①、③
			訓告処分前に行った本件手術従事者からの事情聴取結果	②
			非違行為の認定	④
			検討項目（当事者・管理監督者）	④
			本件に関する不十分な対応に対する当事者責任について	④
	10	【第２回】海浜病院における縫合事案に関する調査の結果について（概要）		
		１　本件手術従事者からの聴き取り	調査担当者（外部弁護士）	①
			調査対象	①
			調査結果（概要）	①、②
		４　手術室看護師からの聴き取り	調査結果（概要）	①
		８　医療安全室職員からの聞き取り	調査対象	①
			調査結果（概要）	②
	11	【第２回】処分の対象者について（案）	氏名	①
			処分の要否	④
			縫合事案における調査当局の不十分な対応について	④
	12	【第２回】海浜病院における縫合事案（処分案）	処分案	④
	13	【第２回】参考資料		
		１　処分量定に関する弁護士意見	氏名	①
			弁護士意見	⑤
	14	【第２回】議事メモ	議事内容	③

	15	取消書	被処分者の氏名	①
	16	懲戒処分書	被処分者の氏名	①
			患者の情報	①
			発言内容	②
	17	訓告書	被処分者の氏名	①
			患者の情報	①
（６）当該医師、当該技士、その他関係者から聞き取った内容の文書	18	主任臨床工学技士に関する聞き取り	聴取対象者の氏名	①
			概要	②
			やり取り詳細	②
	19	縫合事案に関する聞き取り（R4.7.7）	聴取対象者の氏名	①
			弁護士氏名	①
			概要	②
			やり取り詳細	②
	20	縫合事案に関する聞き取り（R4.8.2・R4.8.3）	聴取対象者の氏名	①
			弁護士氏名	①
			概要	②
			やり取り詳細	②
	21	手術室看護師からの聞き取り記録	聞き取り対象者	①
			聞き取り内容	②
	22	臨床工学科職員からの聞き取り記録	聞き取り対象者	①
			聞き取り内容	②
	23	縫合事案に係るバリアンス報告書の処理に関する医療安全室担当者からの聞き取り	対象者	①
			目的内の対象者名	①
			主な証言	②
			担当者所感	④
（７）当該医師、当該技士、その他関係者から提出された文書（反省文等）	24	顛末書	氏名	①
			内容	②
(12) マスメディアや患者、市民等から受けた意見や	25	取材依頼・質問事項	取材元の氏名、電話番号、メールアドレス	①
	26	取材依頼・質問事項に対する回答	取材元の氏名	①
	27	取材報告書（R4.6.28）	報道機関名	①

質問	28	取材報告書（R4.6.29）	報道機関名	①
	29	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	30	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	31	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	32	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	33	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	34	取材報告書（R4.7.14）	報道機関名	①
	35	取材報告書（R4.8.24）	報道機関名	①
	36	取材報告書（R4.8.25）	報道機関名	①
	37	取材報告書（R4.8.26）	報道機関名	①
	38	取材報告書（R4.8.26）	報道機関名	①
	39	取材報告書（R4.8.26）	報道機関名	①
	40	市民対応記録（R4.6.29）	申立者氏名	①
			その他	①
	41	市民対応記録（R4.6.30）	申立者氏名、住所	①
	42	市民対応記録（R4.7.14）	申立者氏名、住所	①
			その他	①
	43	市民対応記録（R4.9.20）	申立者氏名	①
	44	市長への手紙（第 1026 号）	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	①
	45	市長への手紙（第 1041 号）	氏名、住所	①
	46	市長への手紙（第 1077 号）	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	①
	47	市長への手紙（第 1099 号）	氏名、住所、メールアドレス	①
	48	市長への手紙（第 1626 号）	住所、氏名、電話番号	①

＜参考＞

答申に至る経過

年　月　日	内　　容
令和　５年　９月２８日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
令和　５年１０月３１日	審議（第１６９回情報公開審査会）
令和　６年　２月２９日	審議（第１７０回情報公開審査会）
令和　６年　５月１７日	審議（第１７１回情報公開審査会）
令和　６年　７月１８日	審議（第１７２回情報公開審査会）
令和　６年１０月　８日	審議（第１７３回情報公開審査会）
令和　６年１２月２４日	審議（第１７４回情報公開審査会）
令和　７年　２月２１日	審議（第１７５回情報公開審査会）
令和　７年　６月１２日	審議（第１７６回情報公開審査会）
令和　７年　９月　１日	審議（第１７７回情報公開審査会）

千葉市情報公開審査会委員名簿
（令和４年１０月１日～令和６年９月３０日）
（令和６年１０月１日～令和８年９月３０日）

氏　　名	役　　職	備　　考
大久保　佳　織	弁護士	
大　林　啓　吾	慶応義塾大学法学部政治学科教授	
田部井　　彩	中央学院大学法学部准教授	職務代理者
皆　川　宏　之	千葉大学大学院社会科学研究院教授	会　　長
米　良　英　剛	弁護士	